

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)仕様書

1 業務委託名

守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)※業務委託
(以下「本業務」という。)

※もりクルート事業とは、市内ものづくり企業の魅力を発信し、人材確保を支援するため、①【インターンシップ(働く体験)事業】②【職場見学支援事業】③【広報チラシ作成事業】を一つのパッケージとして、実施する事業をいう。

2 業務の目的

本業務を実施し、ものづくりに興味を持っている大学生や専門学生、高校生、その他の参加希望者など(以下「対象学生等」という。)が、市内ものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、実際に就職活動を行う際、市内ものづくり企業を第一志望として目指してもらえるように、市内ものづくり企業の魅力発信及び人材確保を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 インターンシップ(働く体験)実施業務

(1) インターンシップ(働く体験)事業の概要

市は、対象学生等を対象に、市が指定するものづくり企業(15社程度)(以下「参加企業」という。)において、実際の事業内容や職場環境、職場の魅力等についての理解が深まる職場説明及び就業体験を実施する。

ア インターンシップ(働く体験)の受入れを行う企業

参加企業(15社程度)

イ インターンシップ(働く体験)の参加対象者

対象学生等 25人程度(予定)

ウ インターンシップ(働く体験)実施期間

令和8年6月22日(月)から令和9年3月31日(水)までで、参加企業が受入れ可能とした日のうち、対象学生等でインターンシップ(働く体験)事業に参加する者(以下「インターンシップ(働く体験)参加者」という。)が希望した日を考慮した上で、市と参加企業の協議の上、決定する日

(2) インターンシップ（働く体験）実施業務の内容

インターンシップ参加者の確定後、市は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受託者に報告し、受託者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手続を行う。

- ① 保険期間 インターンシップ（働く体験）参加者が参加する日
- ② 保険対象者 インターンシップ（働く体験）参加者（15歳以上の大人）
- ③ 実施内容 各参加企業におけるインターンシップ（働く体験）の内容
- ④ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	1,000万円
入院保険金日額	8千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の5倍
通院保険金日額	4千円
賠償責任保険金	3,000万円
携行品損害保険金	20万円
救援者費用保険金	10万円

(3) インターンシップ（働く体験）実施業務に係る経費

インターンシップ（働く体験）実施業務に要する経費のうち、次の経費については、9本業務の精算に基づき、実費精算とする。なお、契約時の積算については、次のとおりとする。

ア インターンシップ参加者数25人の傷害保険料

5 広報チラシ作成業務

(1) 広報チラシ作成業務（以下「チラシ作成業務」という。）の概要

対象学生等に対して、市内ものづくり企業の理解の促進や魅力発信を図り、インターンシップ（働く体験）事業や職場見学支援事業への参加意欲を高めるため、チラシ作成業務を実施する。チラシ作成業務の実施にあつては、原稿作成、校正、誌面デザイン、印刷製本等を行い、市に納品する。

(2) チラシ作成業務に係る手配

原稿作成、誌面デザイン業務についての担当者は、同様の業務経験のある者を選任すること。

(3) 広報チラシ作成内容

インターンシップ（働く体験）事業や職場見学支援事業を広報し、対象学生等の参加意欲を高めることを目的とした広報チラシを作成する。なお、チラシについては、市 HP の二次元コードを挿入すること。また、規格については、次表のとおりとする。

作成部数	1,500 部
サイズ	A4 両面
色	オールカラー
厚さ	コート 90kg
断裁方法	四方化粧断裁

(4) 納品期限

令和 8 年 6 月 22 日（月）

(5) 納品物

受託者は、広報チラシを以下のとおり、納品すること。なお、広報チラシの電子データも合わせて納品すること。

広報チラシ

納品場所
守口市役所地域振興課(守口市京阪本通 2 - 5 - 5)

6 職場見学支援業務

(1) 職場見学支援事業の概要

対象学生等に対して、求人票やリーフレット等ではわからない、ものづくりの現場ならではの気づきの獲得を目指し、参加企業を乗用車で巡り、参加企業が、工場見学や職場紹介等（以下「工場見学等」という。）を行う職場見学支援事業を次のとおり実施する。

ア 職場見学支援事業の受入れを行う企業

参加企業（15 社程度）

イ 職場見学支援事業の参加対象者

対象学生等やその保護者、教諭 63人程度（予定）

ウ 職場見学支援事業の実施方法

以下の実施方法で、職場見学支援事業を実施する。

参加対象者	対象学生等やその保護者、教諭
実施日時	①令和8年8月1日～31日②令和8年9月1日～30日③令和8年10月1日～10月31日④令和8年12月1日～31日⑤令和9年1月1日～31日⑥令和9年2月1日～28日⑦令和9年3月1日～3月31日のうち、市、参加企業及び申込者が合意した日時
申込方法	対象学生等やその保護者、教諭は、前月20日までに市に申込みを行う。
配車する乗用車	参加人数に応じた乗用車を配車（最大10人程度が乗車できる自動車）
参加者数	最大9人程度（1回）
実施回数	7回程度（予定）
実施場所	参加企業のうち、参加者が希望する企業の事業所（近畿圏内）
普通乗用車台数	年間7台程度（予定）
工場見学等の時間	概ね45分程度（1社あたり） ※訪問する企業数や参加者の要望に応じて変更

（行程例 工場見学等の時間 45分 午前コース・午後コース）

出発(9:00)	午前の部	出発(13:00)	午後の部
大阪メトロ守口駅	3社程度訪問	大阪メトロ守口駅	3社程度訪問

※市内企業が所有する市外事業所の工場見学を希望される場合は、上記行程とは異なります。

(2) 職場見学支援業務の内容

職場見学支援事業参加者の確定後、受託者は、本業務を実施するにあたり適切な乗用車を市と協議の上、配車し、参加企業に送迎する。また、市は参加者の氏名、年齢その他の傷害保険等の加入手続きに必要な情報を受託者に報告し、受託者は、その情報に基づき、以下の傷害保険等に加入する手続を行う。

- ① 保険期間 職場見学支援事業参加者が参加する日

- ② 保険対象者 職場見学支援事業参加者（15歳以上の大人）
- ③ 実施内容 各参加企業における職場見学支援事業の内容
- ④ 補償内容 下表のとおり

補償内容	1人当たりの補償最低基準
死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	1,000万円
入院保険金日額	8千円
手術保険金 入院中の手術	入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の5倍
通院保険金日額	4千円
賠償責任保険金	3,000万円
携行品損害保険金	20万円
救援者費用保険金	10万円

(3) 職場見学支援業務に係る経費

職場見学支援業務に要する経費のうち、次の経費については、9本業務の精算に基づき、実費精算とする。なお、契約時の積算については、次のとおりとする。

- ア 最大10人程度（運転手含む）が乗車可能な乗用車7台
- イ 職場見学支援事業の参加者数63人の傷害保険料

7 業務の実施体制

受託者は、インターンシップ（働く体験）実施業務、職場見学支援業務、広報チラシ作成業務の担当者をそれぞれ1名以上選任し、業務を実施するものとする。それぞれの担当者には、同様の業務に関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。なお、業務間の担当者の兼任を可とする。

8 報告書等の作成

受託者は、本業務終了後、速やかに、本業務全ての成果をとりまとめた「守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)完了報告書」を市に提出し、完了検査を受けるものとする。受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

9 本業務の精算

4(3)及び6(3)の経費については、本業務を完了し、市の検査を受けた後に、実費精算を行う。なお、実費精算に係る経費については、他の業務の経費と

の流用を認めない。

10 著作権の譲渡等

- (1) 本業務において新たに著作権が発生するものについては、その制作に係わる経費及び著作権の譲渡に係わる費用等も入札価格に含めるものとする。
- (2) 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に市に譲渡する。
- (3) 前項に関し、制作物に係る著作権が、受託者以外の者に帰属している場合には、受託者はあらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。
- (4) 市は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ）の承諾をなく自由に公表することが出来る。
- (5) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

11 信用失墜の禁止

本業務を実施するに当たり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

12 その他

- (1) 業務上知り得た個人情報及び企業情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払うこと。
- (2) 業務実施にあっては、市と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた時は、市と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。